



2026年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 楠元 健一郎
(コード7918、東証スタンダード市場)
問い合わせ先 執行役員コーポレート企画部長 西村 良
電 話 番 号 03-5155-6801

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第90回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行に伴う、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社グループは、中期経営計画「未来計画 Next」に基づき、収益構造の再設計&移行及び人財総活躍モデルの進化を柱とする構造改革を推進しております。こうした中、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ること、並びに取締役会における業務執行権限の委譲を通じて、意思決定の迅速化を図り、経営の透明性と機動性を両立する体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

(2) 移行の時期

2026年6月26日開催予定の第90回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第90回定時株主総会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
楠元 健一郎	代表取締役社長	同左
石岡 健生	取締役兼専務執行役員	同左
関川 周平	取締役兼常務執行役員	同左
高橋 康忠	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
古川 徳厚	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
仮屋 裕一	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
枝 伸	社外取締役（監査等委員）	新任

(3) 新任監査等委員である取締役候補者の略歴

氏名	略歴
枝 伸	1988年4月 アサヒビール株式会社入社 2006年9月 同社宣伝部 部長 2013年9月 同社マーケティング第一部 部長 2019年9月 同社四国統括本部 本部長 2021年3月 同社北海道統括本部 本部長 2023年3月 同社首都圏広域統括本部 執行役員本部長 2024年3月 同社量販本部 執行役員本部長 2026年4月 同社常勤監査役 (現任)

(4) 退任予定取締役

氏名	現役職
横川 正紀	取締役
高田 弘明	社外取締役
北島 亜紀	社外取締役

(5) 退任予定監査役

氏名	現役職
大島 政靖	常勤監査役
湯山 朋典	社外監査役
松隈 健児	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記の通りであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主 (以下「C種優先株主」という。) 又はC種優先株式の登録株式質権者 (以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。) に対し、第11条の29に定める支払</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当会社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主 (以下「C種優先株主」という。) 又はC種優先株式の登録株式質権者 (以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。) に対し、第11条の29に定める支払</p>

現行定款	変更案
<p>順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>	<p>順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>
<p>②、③（条文省略）</p>	<p>②、③（現行どおり）</p>
<p>（C種期中優先配当金）</p>	<p>（C種期中優先配当金）</p>
<p>第11条の3 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>	<p>第11条の3 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>
<p>第11条の4～第11条の10（条文省略）</p>	<p>第11条の4～第11条の10（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(D種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>	<p>(D種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>
<p>②、③（条文省略）</p>	<p>②、③（現行どおり）</p>
<p>(D種期中優先配当金)</p> <p>第11条の12 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を</p>	<p>(D種期中優先配当金)</p> <p>第11条の12 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を</p>

現行定款	変更案
<p>取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の13～第11条の19（条文省略）</p> <p>（E種優先配当金）</p> <p>第11条の20 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主と併せて「E種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金として、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「E種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。））。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（条文省略）</p> <p>（E種期中優先配当金）</p> <p>第11条の21 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当</p>	<p>取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の13～第11条の19（現行どおり）</p> <p>（E種優先配当金）</p> <p>第11条の20 当社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主と併せて「E種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金として、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「E種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。））。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（現行どおり）</p> <p>（E種期中優先配当金）</p> <p>第11条の21 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当</p>

現行定款	変更案
<p>金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>	<p>金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>
<p>第11条の22～第17条の2（条文省略）</p>	<p>第11条の22～第17条の2（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>（取締役の選任）</p>	<p>（取締役の選任）</p>
<p>第18条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>②、③（条文省略）</p>	<p>②、③（現行どおり）</p>
<p>（取締役の員数）</p>	<p>（取締役の員数）</p>
<p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は12名以内とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>（取締役の任期）</p>	<p>（取締役の任期）</p>
<p>第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第5章 取締役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第21条～第22条（条文省略）</p>	<p>第21条～第22条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集）</p>	<p>（取締役会の招集）</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第23条（現行どおり）</p>
<p>② <u>前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>③ <u>前二項の招集は、各取締役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>④ <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を得ないで取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>
<p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p>
<p>②（条文省略）</p>	<p>②（現行どおり）</p>
<p>③ 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>③ 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第25条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
(新設)	<u>第26条</u> 当社は会社法第399条の13第6項の
第26条 (条文省略)	<u>規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の報酬等)	第27条 (現行どおり)
第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等)
(取締役の責任免除)	第28条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第28条 (条文省略)	(取締役の責任免除)
② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	第29条 (現行どおり)
② 当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	② 当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第6章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の数)	(削除)
第29条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	(削除)
第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削除)
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期)	(削除)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
(常勤監査役)	(常勤監査等委員)
第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。(以下条文省略)	第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発する。(以下現行どおり)
(新設)	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を得ないで監査等委員会を招集することができる。
(監査役会の決議の方法)	(監査等委員会の決議の方法)
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。	第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席してその過半数をもって行う。
(監査役会規則)	(監査等委員会規則)

現行定款	変更案
<p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第39条（条文省略）</p>	<p>第34条～第35条（現行どおり）</p>
<p>（会計監査人の報酬等）</p>	<p>（会計監査人の報酬等）</p>
<p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第41条（条文省略）</p>	<p>第37条（現行どおり）</p>
<p>第8章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条～第44条（条文省略）</p>	<p>第38条～第40条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（附則）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</p>
	<p>1 令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第1項の定めによる。</p> <p>2 令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めによる。</p>

以上